

令和8年5月11日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

令和8年5月11日（月）午後2時 田辺市庁舎 1階 多目的ホール1

農業委員数18名

出席者18名

1番 山崎 清弘	2番 田中 輝勇	3番 鈴木 一弘	4番 中嶋 正行
5番 福嶋 隆	6番 更井 寛司	7番 谷本 喜久	8番 谷口 浩司
9番 坂本 隆英	10番 瀧川 裕司	11番 岡 潔	12番 玉置 伸
13番 上森 力	14番 山本 敏夫	15番 高田 幸安	16番 川井 洋之
17番 長嶺 博司	19番 峯園 五郎		

欠席者

事務局 局長 山本良明 農地係長 松平忠敏 主事 日下智哉

会議録署名委員 2番 田中 輝勇 3番 鈴木 一弘

議長

皆さんこんにちは、5月2日に地震があったこと皆さんご存知でしょうか。田辺でも久々の震度4ということで、奈良県の直下型の地震だったようですけど、私の体感的にはユラユラという感じだったんで、震度4もあるようには思わなかったんですけども、記録は震度4ということで、阪神大震災の時も震度4だったんですが、あの時も直下型で家がガンと持ち上がって、礎石の上へ乗せていただけだったんで、柱が1cm出ていたんですけど、それが中へ戻ってちゃんとはまって、その時はびっくりしたんです。それから後何年かで、家は建て替えたんですけど、それ以来の震度4くらいだったのかなと思うんです。この先、大きな地震が起こらないようにと、胸を撫で下ろしたような状況です。ところで、先月の県の農業会議において、今年度の県の当初予算の概略の説明を県の担当者の方から受けました。その中で、関係のある事業として、JAのジャムネットで皆さん情報を受けていると思うんですけど、先日も話がありましたように、化学肥料の低減対策緊急整備事業ということで、具体的には水稻のたい肥の散布機でありますとか、ドローンでの肥料散布とか、チップターの導入、そういうものに補助率が3分の1で、限度額が200万円ということで、多額の補助金がいただけるようです。それから、新規就農者に対する交付金が、今まで150万円だったのが、165万円に増額されました。それから、経営継承応援事業ということで、親から引き継ぐ場合ですけども、今までは年齢要件が60歳以下だったのが、60歳で退職して、さあやろうかと言ったときに、その交付金が受けられないということで、1年ずらして61歳以下に緩和されております。交付金は50万円ということで、今までと変わりはありませんけども、今年度も引き続き交付があるようです。その他、多くの支援メニューというののもかなりあったんですけども、時間の関係で説明はありませんでしたが、今後、市役所、農協、県からいろいろ情報があると思いますので、見逃さないようにしていただければと、このように思います。それでは、農用地利用集積計画の合意解約の報告と、農用地利用集積等促進計画による利用権の設定したい旨の申し出がありますので、事務局から説明をお願いします。

それでは、農用地利用集積計画の合意解約について報告させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、247㎡、他6筆、合計2,048㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和8年4月1日です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、5,899㎡、合計8,820㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は令和8年4月20日です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,405㎡、他1筆、合計2,700㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和8年4月20日です。続きまして、農用地利用集積等促進計画による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、828㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の柑橘、期間は令和8年7月1日から令和13年6月30日の新規です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、1,303㎡、他2筆、合計2,700㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は令和8年7月1日から令和13年6月30日の新規です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,405㎡、他1筆、合計2,498㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の柑橘、期間は令和8年7月1日から令和12年6月30日の新規です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、8,935㎡、他1筆、合計9,936㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和8年7月1日から令和18年6月30日の新規です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,323㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和8年7月1日から令和38年6月30日の新規です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,621㎡、他1筆、合計3,272㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和8年7月1日から令和38年6月30日の新規です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,677㎡、貸し手は上秋津〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の柑橘、期間は令和8年7月1日から令和18年6月30日の新規です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,351㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の柑橘、年間15,000円、口座払い、期間は令和8年7月1日から令和23年6月30日の新規です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、5,899㎡、他1筆、合計8,820㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間30,000円、口座払い、期間は令和8年7月1日から令和14年6月30日の新規です。10番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、713㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和8年7月1日から令和27年6月30日の新規です。11番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、1,402㎡、他1筆、合計1,981㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間

は令和8年7月1日から令和13年6月30日の新規です。12番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、1, 198㎡、他1筆、合計1, 516㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は令和8年7月1日から令和13年6月30日の新規です。以上、12件について、計画書を審査いたしましたところ、特に問題ないと判断いたします。ご審議の程よろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、合意解約についてご意見ご質問ございませんか。

(なしの声)

議 長 はい、ないようですので報告とさせていただきます。続きまして、利用権の設定について逐条審議をお願いします。1番、2番をお願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。受け手の方は地域で頑張っている方ですので、特に異議ございません。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。この件は、先ほど合意解約された畑なんですが、番地が違っていることがわかったとのことで、一旦解約して、同じ畑を再度借り直すということです。異議ございません。

議 長 はい、4番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇君は若手の農業者で、頑張ってやっています。異議ございません。

議 長 はい、5番、6番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。5番は隣接同士の貸借です。異議ございません。6番は、農地パトロールで耕作放棄地になっていて、ずっと毎年見ていたんですが、それを借りたいという人が出てきて、1つ解決したということで、異議ございません。

議 長 はい、7番、8番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。7番の〇〇〇〇さんの件については、今までも借りていたんですが、公社を通じてということなので、新規という格好になっていますけども、何ら問題ないと思います。異議ございません。8番についても、よく名前を聞いていると思うんですが、住所は〇〇〇〇ですけども、〇〇〇〇で農地を借りて、頑張っている〇〇〇〇君でございます。異議ございません。

議 長 はい、9番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。この案件は、合意解約のところにも出ておるんですけども、まだ若干契約の期間は残っていたらしいんですが、契約のやり直しということで聞いております。特に異議ございません。

議 長 はい、10番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。借主の〇〇〇〇さんの隣の畑が、貸主の〇〇〇〇さんの畑ということで、〇〇〇〇君は若いけど頑張ってくれている方ですので、特に異議ございません。

議 長 はい、11番、12番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ありません。

議	長	はい、以上１２件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。以上で、基盤法に係る議案は終了いたしました。稲垣君、ありがとうございました。 (農振課 稲垣退席)
議	長	はい、それでは定例委員会に移りたいと思います。本日は欠席委員さんにはございません。全員出席でございます。農繁期で大変お忙しいと思いますが、ありがとうございます。本日の会議録署名委員に、２番田中輝勇委員さん、３番鈴木一弘委員さん、よろしく願いをいたします。本日の議案は、議案第１号農地法第３条申請について、議案第２号農地法第５条申請について、議案第３号農地の形状変更願について、を上程させていただきます。それでは議案第１号農地法第３条申請について、事務局の説明をお願いします。
日下	主事	１ページをお願いします。議案第１号農地法第３条申請を説明させていただきます。１番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は９１６㎡、他４筆、合計３，３２９㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。２番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は１３１㎡、他４筆、合計１，４４９㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。３番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は９２５㎡、他２筆、合計３，１６１㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、あっせんによる売買です。４番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は１，１５７㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、持分２分の１、〇〇〇、〇〇〇〇、持分２分の１、売買です。５番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は３２６㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。６番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積３，１１２㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。７番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は休耕田、面積は８５㎡、他８筆、合計２，０７０㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。８番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は６０㎡、他４筆、合計１，１３１㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。９番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は７６７㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。１０番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は７５０㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。１１番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は３８５㎡、他２筆、合計１，５９７㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買

です。12番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は169㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。以上12件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番、お願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。隣接の方の売買ということで異議ございません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇君は〇〇〇〇さんの義理の息子さんなんで贈与するとのこと。異議ございません。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。あっせんによる売買で、何ら問題ないと思われます。異議ございません。

議 長 はい、4番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。譲受人は地元でパセリとかを作っている方で、今回所有権移転という形になってます。譲受人の二人は兄弟です。今頑張っている方で、特に異議ございません。

議 長 はい、5番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。この譲渡人、譲受人、どちらも〇〇〇〇さんなんですけども、従姉妹の関係になっておりまして、譲受人の〇〇〇〇さんなんですけども、地域の中でも中心となって活躍されている方で、〇〇〇〇も長いこと勤められた方です。異議ございません。

議 長 はい、6番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。譲受人の〇〇〇〇さんは勤めをしながらの農家なんですけども、まじめにされている方ですので、異議ありません。

議 長 はい、7番、8番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。7番、8番について、異議ありません。

議 長 はい、9番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇の出身で、〇〇〇〇さんのお父さんも〇〇〇〇の出身です。知り合いということで贈与で譲り受けるということです。異議ありません。

議 長 はい、10番から12番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。3件とも異議ありません。

議 長 はい、以上12件、異議なしとのごことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第2号農地法第5条申請について事務局の説明をお願いします。

松平 係長 6ページをお願いします。議案第2号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が山林、現況が休耕畑、面積は

1, 209㎡、他3筆、合計2, 537㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は重機置場・資材置場2, 337㎡、進入路200㎡、合計2, 537㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は用途外となっています。隣接同意は無し、水利同意は不要です。この隣接同意なしのことについて、上申書が添付されておりますので、内容を読み上げさせていただきます。今般、上記物件について農地法第5条第1項の規定による許可を申請するにあたり、以下の事情により、隣接同意がいただけません。しかしながら、隣接者との境界は現在地籍調査中であり、立会による境界確認が終了しておりますので、何ら問題はありません。また、今回の隣接土地については、20年近く耕作を放棄しており、現況は山林に近い状態となっているため、今回の転用により、隣接農地に影響を与えるものではありません。ということで、以下経過が書かれております。所有者の〇〇〇〇氏は死亡しており、登記簿が表題部所有者氏名のみとなっており、地籍調査の立会にも相続人が来られなかったため（境界確認は推進委員に委任されております）、分かる方がいなく、連絡が取れないため、今回隣接同意がいただけませんでした。とのこと。この土地は都市計画用途地域内（第一種住居地域）にありますので、第3種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は701㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は分譲住宅3棟170.55㎡、駐車場等530.45㎡、合計701㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は令和8年3月11日抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は中山間地域にある小集落の農地の1つであるため、第2種農地です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は693㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は分譲住宅3棟129.18㎡、駐車場・庭他563.82㎡、合計693㎡、着工日、工事期間は許可日より10ヶ月以内、農用地の内外は当初抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は、河川と道路（高速道路）、住宅地に囲まれた小集団の農地の1つであるため、第2種農地です。この件について、補足説明があります。申請書の図面ではわかりにくくなっていますが、実際の出入りの仕方については、〇〇〇〇から、ガードレールを撤去してそのまま入れるようにするそうです。ガードレールの撤去につきましては、県と協議を行っているとのこと。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は1,081㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は全体計画1,133.41㎡の内長屋住宅1棟354.46㎡、駐車場等18台726.54㎡、合計1,081㎡、着工日、工事期間は許可日より11ヶ月以内、農用地の内外は用途外となっています。隣接同意はございます、水利同意は不要です。この土地は都市計画用途地域内（第一種住居地域）にありますので、第3種農地です。これについても補足説明があります。平面図の赤で囲まれた土地に右側に隣地の擁壁に

土を当ててC B三段で計画をしています。という記載があるんですが、このC Bというのは、コンクリートブロック積のことです。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は336㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は駐車場18台336㎡、着工日、工事期間は許可日より6ヶ月以内、農用地の内外は用途外となっています。隣接同意は不要です、水利同意はございます。この土地は都市計画用途地域内（準工業地域）にありますので、第3種農地です。これについても補足説明があります。計画平面図の〇〇〇〇番と〇〇〇〇番が地目が田で現況が駐車場と書かれておりますが、これについては平成8年の1月に農地法第5条の許可を得ているものですので、問題ありません。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は966㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は長屋住宅2棟326.51㎡、駐車場等17台639.49㎡、合計966㎡、着工日、工事期間は許可日より11ヶ月以内、農用地の内外は令和8年3月11日抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は、住宅地等に囲まれた小集団の農地の1つである為、第2種農地です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は548㎡、他1筆、合計1,589㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設1,589㎡、49.5kW、パネル178枚、着工日、工事期間は許可日より6ヶ月以内、農用地の内外は令和7年10月16日抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は過疎化の山村区域にある小集落の農地の1つであるため、第2種農地です。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は220㎡、他1筆、合計559㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は駐車場7台559㎡、着工日、工事期間は許可日より7ヶ月以内、農用地の内外は当初抜きとなっています。隣接同意は不要です、水利同意はございます。この土地は、道路、住宅地等に囲まれた小集団の農地の1つである為、第2種農地です。今回の申請の1番、5番、8番については、資材置場等の転用に該当しますので、完了報告のあった日から3年間、6ヶ月ごとに事業の実施状況を報告していただくという条件を付して許可をされる旨を、農業委員会から提出する意見書に記載して、県に進達します。以上8件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。1番からお願いします。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。5月7日、木曜日に、〇〇〇〇委員さん、山本局長、松平係長と私が参集しまして、5条8件、形状変更1件、これも5条に伴う形状変更なんですけど、併せて9件の現地調査を行ってきました。2時頃までかかりました。それでは報告します。1番、申請場所は、〇〇〇〇よ

り東へ約300m、現況は休耕畑です。すでに山のような状態で、周囲は山に囲まれていて、畑の形状はほとんどなく、自生のビショコが数本と、柿の木を切った後から芽が出て柿の木のようになっていました。隣接状況及び周囲への影響については、東側が山林で樫とか竹が生えていました。西側が公衆用道路、南側が田で現況駐車場になっており、現在地籍調査が入っているので、地籍調査で地目が変わるであろうということです。北側が山林でヤマモモや樫や竹が生えていました。と畑、同意なしとなっております。同意なしの理由は先程事務局が説明したとおりです。水利同意は不要です。転用理由選定理由にかかれていますとおり、農地法も関係あるんですけども、土地の有効利用ということを考えると、重機、資材置場用地に転用する方が有効利用されるであろうということです。切土、盛土につきましては、図面にもあるように、進入路の拡幅に伴う切土、盛土です。排水については、雨水は自然浸透及び道路側溝へ放流するとのことです。周囲に農地がないということで、転用に伴う悪影響はないと思います。2番、申請場所は、〇〇〇〇より南東へ約500m、現況は休耕畑です。元は梅畑ということですが、既に伐根か、伐採かでなく、薄く客土がされておりしました。隣接状況及び周囲への影響については、東側が一段高い田、現況畑同意あり。西側が道路、南側が畑同意あり。北側が宅地となっております。地元水利組合の同意があります。転用理由選定理由は、収益性が低く、営農継続が困難な梅畑について、譲受人との協議が整ったことから、土地の適切な管理を目的として、分譲住宅用地に転用するとのことです。転用内容は、分譲住宅3棟、駐車場、切土40から90cm、盛土30～60cmです。排水については、合併処理後、雨水とともに既設側溝へ放流するとのことです。特に問題はないと思われます。3番、申請場所は、〇〇〇〇より北西へ約600m、現況は畑です。除草されていない畑の中に、玉ねぎやジャガイモが植えられておりました。道路より1.5mほど低い畑です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が田同意あり。西側が現況県道、南側が田同意あり。北側が現況県道となっております。地元水利組合の同意があります。転用理由選定理由は、耕作が困難な中、譲受人との協議が整ったことから、土地の適切な管理を目的として、分譲住宅用地に転用するとのことです。転用内容は、分譲住宅3棟、駐車場、盛土1.43～1.54mです。面積からしてかなりの土量が必要と思われます。排水については、合併処理後、雨水とともに新設側溝を経由し、既設水路へ放流するとのことです。既設水路については、かなり大きな水路がありましたが、水は流れていませんでした。転用に伴う悪影響は想定されません。4番、申請場所は、〇〇〇〇より西へ約50m、現況は梅畑です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が宅地と雑種地、西側が田ですが休耕しておりました。同意はあります。南側が宅地と雑種地、北側が用悪水路と水路となっております。水利同意は不要です。転用理由選定理由は、後継者がおらず、営農継続が困難である中、借人との協議が整ったことから、土地の適切な管理を目的として、長屋住宅用地に転用するとのことです。転用内容は、長屋住宅1棟、全12戸、駐車場18

台、盛土60cmです。排水については、合併処理後、雨水とともに申請地北側暗渠へ放流するとのことです。転用に伴う悪影響はあると思われません。5番、申請場所は、〇〇〇〇より東へ約500m、現況は休耕田です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が公衆用道路、西側が田ですが既に〇〇〇〇の駐車場となっております。先程係長の説明のとおり既に許可を受けています。南側が雑種地、北側が現況国道となっております、公共事業で行われた転用ですので、許可は不要です。地元水利組合の同意があります。転用理由選定理由は、店舗駐車場や道路に囲まれ、農業には適さない立地の中、借人との協議が整ったことから、土地の適切な管理を目的として、駐車場用地に転用するとのことです。転用内容は、駐車場18台、盛土50cmです。排水については、雨水は新設排水路を経由し、申請地南側既設水路へ放流するとのことです。周囲に農地がありませんので、悪影響はありません。6番、申請場所は、〇〇〇〇より北へ約100m、現況は休耕されている田で、セイタカアワダチソウが生えていて、一部草刈りされていました。隣接状況及び周囲への影響については、東側が田、同意あり。西側が公衆用道路、南側が公衆用道路、北側が田、同意ありとなっております。地元水利組合の同意があります。転用理由選定理由は、高齢のため、農業経営の縮小を考えていた中、協議が整ったことから、土地の適切な管理を目的として、長屋住宅用地に転用するとのことです。転用内容は、長屋住宅2棟、6戸、8戸、駐車場17台、盛土10から54cmです。排水については、合併処理後、雨水とともに申請地南側既設水路へ放流するとのことです。転用に伴う悪影響はあると思われません。以上6件報告いたします。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。7番以降は私から報告いたします。7番、申請場所は、〇〇〇〇より南東へ約700m、現況は田です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が公衆用道路、西側が雑種地、南側が田、同意あり。北側が田、同意ありと雑種地となっております。地元水利組合の同意があります。転用理由選定理由は、所有者は会社員で、農業経営が行えない課題がある中、土地の適切な管理を目的として、太陽光発電事業用地に転用するとのことです。転用内容は、太陽光発電施設、パネル178枚設置、49.5kw、切土盛土なしです。排水については、雨水は自然浸透とするとのことです。特に問題はないと思われします。8番、申請場所は、〇〇〇〇より北へ約1km、現況は休耕田です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が宅地と水路、西側が里道と水路、南側が宅地、北側が原野となっております。地元水利組合の同意があります。転用理由選定理由は、遠隔地に居住しており、農業経営が行えない課題がある中、協議が整ったことから、土地の適切な管理を目的として、駐車場用地に転用するとのことです。転用内容は、駐車場7台、切土38～97cm、盛土38から125cmです。排水については、雨水は自然浸透とするとのことです。特に問題はないと思われします。以上です。

議長
〇〇番 委員

はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。〇〇番〇〇です。現地調査委員さんの報告のとおりで異議ありません。

議	長	はい、2番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。現地調査委員さんの報告どおりで異議ございません。
議	長	はい、3番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。この方は地区外に住んでまして、農業をしてくれていたんですけど、高齢になってきたのでやめたいということです。異議ありません。
議	長	はい、4番から6番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。4番から6番について、現地調査委員さんの報告のとおりで、特に異議ございません。周りの宅地化が進んでいるところなので仕方ないです。以上です。
議	長	はい、7番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。現調委員さんの報告のとおりで異議ございません。
議	長	はい、8番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。現地調査委員さんの報告どおりで異議ありません。
議	長	はい、以上8件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第3号農地の形状変更願について、事務局の説明をお願いします。
松平	係長	9ページをお願いします。議案第3号農地の形状変更願です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は525の内13㎡、申請人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は盛土して法面部分の高さを変更したい。着工日、工事期間は許可日より6ヶ月以内、隣接同意は不要です、水利同意はございます。以上1件、ご審議の程よろしくをお願いします。
議	長	はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。1番をお願いします。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。1番について、申請場所は、〇〇〇〇より南東へ約500m、現況は田です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が田で申請所在地です。西側が畑、現在転用許可申請中です。南側が雑種地、北側が宅地となっております。地元水利組合の同意があります。形状変更理由は、隣接地、〇〇〇〇の宅地造成（盛土）に伴い、法面部分の地盤の高さを調整する。525㎡のうち13㎡の盛土で高さ30cmです。排水等につきましては、雨水は自然浸透及び側溝へ放流するとのことです。525㎡のうち13㎡というちょこっとですけど、別に問題はないと思われます。以上です。
議	長	はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番をお願いします。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。5条申請の畑の隣接の農地なんですけども、一段上の田んぼの法面の畦畔の部分、隣が宅地になったら草の管理とかが必要になる中で、管理ができないという当事者の意見もあって、盛土するから整地してという話になったと聞いております。異議ございません。

議	長	以上1件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	それでは、そのようにさせていただきます。それではその他の案件でございます。4月の県の農業会議に提出致しました5条申請1件が無事答申されましたことご報告申し上げます。予定しておりました案件すべて終了しましたが、皆さん方から、何かございませんか。無ければ、事務局から報告があればお願いします。ないようですので、これで閉会したいと思います。皆さん方のご協力によってスムーズに進めることができました。お忙しいことと思いますので、よかったなと思います。慎重にご審議いただきまして有難うございました。

午後〇〇時〇〇分終了